

土浦市未収金債権徴収業務委託に係る公募型プロポーザルに関する質問回答書

令和8年6月12日（金）までに質問のあった件について、下記のとおり回答します。

記

番号	書類名	項目	質問事項	本市の回答
1	仕様書	3（3） 1 ページ目	<p>収納金の払込業務について、ご教示ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・どのような方法で、払込を想定しておりますでしょうか。（口座送金、納付書等）</li> <li>・払込書の場合は、一月毎にまとめて1枚か、債務者毎に1枚か、債務者の月毎に1枚かご教示ください。</li> <li>・払込期日について「月締めで委託者に翌月20日までに払い込むこと」と記載がありますが、払込書の場合の期日は協議可能でしょうか。また、万が一に期日を過ぎる見込みの場合は相談可能でしょうか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・収納金の払込みにつきましては、本市の指定金融機関に納付書によりお振り込みいただきます。</li> <li>・納付書につきましては、一月ごとにまとめて1枚となります。ただし、債務者ごとの内訳を別途提出いただければと存じます。</li> <li>・払込期日につきましては、協議可能です。また、期日を過ぎる見込みの場合の相談も可能です。</li> </ul>
2	仕様書	3（3）	<p>「収納金の払込業務について翌月20日までに払い込むこと」とありますが、払込の方法についてご教示下さい。貴市で作成する払込票等の場合は発行単位（一括、債権別、債務者別等）をご教示下さい。</p>	<p>1の回答のとおりとなります。</p>

番号	書類名	項目	質問事項	本市の回答
3	仕様書	3 (4) ① 1 ページ目	「住民登録の調査や訪問調査を適宜実施する」と記載がありますが、調査業務や訪問業務は、委託者と受託者が協議のうえ弁護士判断にて実施でよろしいでしょうか。	・調査業務や訪問業務につきましては、お見込みのとおり、本市と協議の上であれば、弁護士判断により実施していただいて、差し支えありません。
4	仕様書	3 (5) ア 2 ページ目	・報告期日について、「翌月10日まで」を「翌月5営業日まで」に協議可能でしょうか。  ・報告方法について、「文書及び電子データで提出すること」と記載がありますが、受託者が電子データでの報告を基本としている場合、ご対応は可能でしょうか。もしくは、委託後に協議可能でしょうか。	・報告期日につきましては、協議可能です。  ・報告方法につきましては、電子データを基本としていただいても差し支えありません。
5	仕様書	3 (5) ア 2 ページ目	(ア)～(エ)の報告様式については、指定様式がありますでしょうか。指定様式がある場合は、事前に確認する事は可能でしょうか。もしくは、受託者の任意様式にて報告は可能でしょうか。	・月次の報告の報告様式につきましては、指定様式はございませんので、貴事業所の任意の様式で差し支えありません。ただし、任意の様式であっても、仕様書に記載の報告事項は網羅してください。
6	仕様書	3 (5)	報告業務について報告書式については貴市と協議の上、任意の書式で対応可能かご教示下さい。	5の回答のとおりとなります。
7	仕様書	3 (5) ウ 2 ページ目	年次の報告について「徴収不能の事由を明示した報告書を作成」と記載がありますが、一覧表形式の報告書にて報告は可能でしょうか。	・年次の報告につきましては、一覧表形式での報告でも差し支えありません。
8	仕様書	4	委託対象債権について、ご教示ください。	

番号	書類名	項目	質問事項	本市の回答																																				
		3 ページ目	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 初回委託予定債権の件数、金額</li> <li>・ 既に他の債権回収会社等へ委託済みの件数、金額</li> <li>・ 未収発生期間（3年未満、5年未満、5年以上等）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 委託予定債権につきましては、初回にこの表に掲げる人数及び金額を一括でお引き受けいただきます。</li> <li>・ 他の債権回収会社等へ委託している債権は、ありません。</li> <li>・ 未収金発生期間につきましては、次の表のとおりとなります。ただし、実際に委託する人数及び金額につきましては、業務委託の開始までに変動する可能性があることにつき、御留意ください。</li> </ul> <p><b>【児童クラブ育成料】</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">令和7年度末 未収金債権</th> <th>発生期間</th> <th>発生期間</th> <th>発生期間</th> </tr> <tr> <th>3年未満</th> <th>5年未満</th> <th>5年以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>金額</td> <td>859,500円</td> <td>461,000円</td> <td>168,000円</td> <td>230,500円</td> </tr> <tr> <td>人数</td> <td>69人</td> <td>38人</td> <td>11人</td> <td>20人</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>【学校給食費】</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">令和7年度末 未収金債権</th> <th>発生期間</th> <th>発生期間</th> <th>発生期間</th> </tr> <tr> <th>3年未満</th> <th>5年未満</th> <th>5年以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>金額</td> <td>8,466,910円</td> <td>2,613,490円</td> <td>5,853,420円</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>人数</td> <td>320人</td> <td>116人</td> <td>204人</td> <td>0人</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 児童クラブ育成料につきましては、回答日</p>	区分	令和7年度末 未収金債権	発生期間	発生期間	発生期間	3年未満	5年未満	5年以上	金額	859,500円	461,000円	168,000円	230,500円	人数	69人	38人	11人	20人	区分	令和7年度末 未収金債権	発生期間	発生期間	発生期間	3年未満	5年未満	5年以上	金額	8,466,910円	2,613,490円	5,853,420円	0円	人数	320人	116人	204人	0人
区分	令和7年度末 未収金債権	発生期間	発生期間	発生期間																																				
		3年未満	5年未満	5年以上																																				
金額	859,500円	461,000円	168,000円	230,500円																																				
人数	69人	38人	11人	20人																																				
区分	令和7年度末 未収金債権	発生期間	発生期間	発生期間																																				
		3年未満	5年未満	5年以上																																				
金額	8,466,910円	2,613,490円	5,853,420円	0円																																				
人数	320人	116人	204人	0人																																				

番号	書類名	項目	質問事項	本市の回答
				<p>までに納付があったため、金額及び人数の合計に変更があります。</p> <p>※2 人数につきましては、該当する各年度の債務者数より算出しています。</p>
9	仕様書	8 3 ページ目	<p>提供する情報について「委託者が指定した日時、場所及び方法で行う」と記載がありますが、受け渡し方法の詳細をご教示ください。また、電子データでの受け渡しは可能でしょうか。</p>	<p>・債務者等の情報の受渡しにつきましては、契約締結後業務打合せを対面で実施したいと考えており、その際に直接手渡しします。また、その提供方法につきましては、電磁的記録媒体（CD-R）によることとします。</p>
10	応募要領	3 4 ページ目	<p>委託料について、ご教示ください。</p> <p>・「業務期間中に予算額を超過する見込みとなった場合は、別途協議により決定するものとする」と記載がありますが、万が一に予算額を超過してしまった場合の対応をご教示ください。</p> <p>・成功報酬率について「30パーセントを上限」と記載がありますが、税抜きのパーセンテージでしょうか。</p>	<p>・委託料につきましては、成功報酬制であることから、その成功報酬に見合った委託料を支払うことができるよう予算を超過する見込みを御報告いただき次第、地方自治法その他関係法令の規定に則り委託料の予算を増額する手続を速やかにとりたいと考えております。</p> <p>・成功報酬率につきましては、税抜きでのパーセンテージとなります。</p>
11	応募要領様式集	様式第4号	<p>3 (3)「それぞれ、業務の受託実績があることを証明する書類（契約書の写し及び仕様書等）を添付すること。」と記載がありますが、契約書の写し及び仕様書の書類は、1部ずつの提</p>	<p>・業務の受託実績があることを証明する書類（契約書の写し及び仕様書等）につきましては、機関名ごとに提出してください。</p>

番号	書類名	項目	質問事項	本市の回答
			出でよろしいでしょうか。もしくは、実績書に記載した機関名毎に提出が必要なのでしょうか。	